昭和十九年 月二十七日

木 矅

H

八國足規格 A 5 判

◆鳥取縣告示第二十七號

昭和十八年度秋期產婆、看護婦、 二月十日迄ニ願書ハ關係書類添付提出スペシ ニ産婆、看護婦ニ限リ更ニ願書ヲ受付クルヲ以テ受驗者ハノ日時場所ニ於テ施行ス尚ホ曩ニ願書未提出ノ者ニシテ特 摩術、マツサージ術、試驗へ都合ニ依リ無期延期中ノ處左 保健婦、鍼術、灸術、按

昭和十九年一月二十七日

鳥取縣知事

產婆學說試驗 午前九時二月二十 ヨルリ日 

記

…]買

試 驗 頹 FI H

時

.....三買

(第三種郵便物認可)(昭和四年四月十五日)

次

目

0告 示

●産婆、 看護婦、 保健婦、 鍼術、

按摩術、

三頁

マツサージ術試験ノ件………

●出産用局方ガーゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制

要綱中改正………

出産用局方ガーゼ及綿竝ニ家庭用綿配給統制

要綱變更……

縣 À

			00707
鳥取縣公報	ヲニメートル綿ヲ.	明和十九年一月二十七日昭和十九年一月二十七日昭和十九年一月二十七日昭和十九年一月二十七日	昭和十九年一月改正鳥取縣告示第二十八號出産用局方ガー  ◆鳥取 縣告示 第二十 九號
號	トル綿ヲ二百グラムトス表示スベキ材料品ノ數量	知事 武の撃更シ公を約統制要綱領	収縣告示第二
外	ト <b>数</b> ス 量 ヲ	ポート 日 イ リーフ	十八昧
昭和十九年一月二十七日	トス 數量ヲ出産用局方ガーゼ	- 一義の一義の一人但シ書ノ規定ニーの一人。	
七月			
(第三種郵便物配可)		*	
<b>3</b>			

三月月月月月月月月月月月八日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	SC	產婆實地試驗	同實地同	サージ術學説は接摩術、マップ	同實地同	鍼術灸術學說日	同實地同	看護婦學說问	同實地同	保健婦學說同
同同同同同同同同			三月八日		三月六日	三 月 五	三月四日	三月三日	三月二日	
										同同同
◇鳥取照告元 第二、 総立ニ家庭用綿配給統 之ヲ施行ス とヲ施行ス 四和十九年一月 昭和十九年一月 「但シ知事必要アリ 「但シ知事必要アリ 「但シ知事必要アリ ニ「400 グラム」ト アルヲ「グラム」ト アルヲ「グラム」ト	· x								A	◆鳥取縣告示第二-

## 十八號

縣吿示第六百九號出產用局方ガーゼ及 統制要綱中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ

双縣知事 1

義

用綿ノ場合ハ五十グラムトス」ノ次ニ

リト認ムルトキハ前項ノ數量ヲ變更ス

都度之ヲ告示ス」

甲「3メートル」トア トアルヲ「グラム」ニ「50グラム」ト